

【保護者等の収入の状況について】（該当する□に✓を記入してください。）

生活保護受給世帯の方：(1)を記入してください。
道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税世帯又は市県民税所得割額182,500円未満の方：(2)を記入してください。

(1) 生活保護（生業扶助）受給世帯の方

☐ 私の世帯は、基準日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給しているため、そのことが分かる証明書を提出します。

(2) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯の方又は道府県民税所得割及び市町村民税所得割所得割額の合計が182,500円未満の世帯の方

☐ 私の世帯は、基準日現在、生活保護法第36条の規定による生業扶助は受給していません。

次の（ア）の①～⑤いずれか又は（イ）のどちらか該当する□に✓を記入してください。

（ア）次の者の課税証明書等を提出します。

①	☐	親権者（両親）2名分
②	☐	親権者1名分 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長又は児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者のうち1名の課税証明書等を提出できない場合 等
③	☐	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

（イ）次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐ 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合